

調査計画

1 調査の名称

毎月勤労統計調査

2 調査の目的

この調査は、全国調査、地方調査及び特別調査の3種類から成り、雇用、給与及び労働時間について、全国調査にあってはその全国的変動を、地方調査にあってはその都道府県別の変動を毎月明らかにすることを目的とし、特別調査はこれらを補完することを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲 (全国 その他)

(2) 属性的範囲 (個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他)

・全国調査及び地方調査

日本標準産業分類の大分類のうち、「鉱業,採石業,砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業,郵便業」、「卸売業,小売業」、「金融業,保険業」、「不動産業,物品賃貸業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育,学習支援業」、「医療,福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）」に属する、常用労働者を常時5人以上雇用する事業所

・特別調査

上記産業に属する、調査期日現在において、常用労働者を5人未満雇用する事業所

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

① 全国調査

約33,000事業所（母集団の大きさ 約200万事業所）

・常用労働者を常時30人以上雇用する事業所（以下「第一種事業所」という。） 約15,000事業所

・常用労働者を常時5人以上30人未満雇用する事業所（以下「第二種事業所」という。） 約18,000事業所

② 地方調査

約43,000事業所（母集団の大きさ 約200万事業所）

・第一種事業所 約25,000事業所

・第二種事業所 約18,000事業所

※ 全国調査の報告者は、地方調査の報告者でもあり、両者の報告者数の差が、地方調査のみの報告者数である。

(3) 特別調査

約22,000事業所（見込み）※（母集団の大きさ 約210万事業所）

※ 調査対象とする約2,200調査区における常用労働者を5人未満雇用する全ての事業所

（注）母集団の大きさは、いずれも事業所母集団データベース（平成30年次フレーム）に基づく数値である。

（2）報告者の選定方法（□全数 ■無作為抽出（■全数階層あり） □有意抽出）（詳細は別紙のとおり）

① 第一種事業所

調査実施時期に利用可能な最新の事業所母集団データベースの年次フレームによる名簿に、厚生労働省及び都道府県が把握した事業所情報を反映したものを母集団情報として、事業所を都道府県・産業・規模別に無作為に抽出する層化無作為一段抽出

調査期間は3年1か月とする。毎年1月分調査で、全体の3分の1ずつ入れ替える。ただし、入替え月は入替え前の事業所も併せて調査する。

このうち、規模が500人以上の事業所については、全数調査とする。

② 第二種事業所

経済センサスの調査区を基に作成した調査区名簿から調査区を都道府県・層別に無作為に抽出し、さらに、抽出した調査区内において、厚生労働省及び都道府県が5～29人規模事業所の名簿を作成し、事業所を産業別に無作為に抽出する層化無作為二段抽出

調査期間は1年6か月とする。毎年1月分調査と7月分調査で、全体の3分の1ずつ、調査区を含めて入れ替える。

③ 特別調査

経済センサスの調査区を基に作成した調査区名簿から調査区を都道府県・層別に無作為に抽出し、抽出した調査区内において、厚生労働省及び都道府県が5人未満規模事業所の名簿を作成し、常用労働者を5人未満雇用する全事業所を抽出する集落抽出

（3）報告義務者

調査事業所の事業主

ただし、事業主が不在その他の事由により報告を行うことができないときは、事实上当該事業所の事業主に代わる者が報告を行うものとする。

また、事業主以外の者が報告を求める事項の管理をしている場合には、当該管理をしている者が事業主

に代わって報告を行うこととする。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

① 全国調査及び地方調査

イ 主要な生産品の名称又は事業の内容

ロ 調査期間及び操業日数

ハ 企業規模

ニ 常用労働者の次に掲げる事項

　a 性別異動状況

　b 性別労働者数

　c 性別出勤日数

　d 性別所定内労働時間数及び性別所定外労働時間数

　e 性別きまって支給する給与額

　f 超過労働給与額

　g 性別特別に支払われた給与額

　h 特別に支払われた給与の名称別金額

ホ パートタイム労働者の次に掲げる事項

　a 異動状況

　b 性別労働者数

　c 出勤日数

　d 所定内労働時間数及び所定外労働時間数

　e きまって支給する給与額、超過労働給与額及び特別に支払われた給与額

ヘ 雇用、給与及び労働時間の変動に関する事項

[集計しない事項の有無] 無□ 有■

「調査期間及び操業日数」、「企業規模」、常用労働者の「特別に支払われた給与の名称別金額」

(賞与を除く。) 及び「雇用、給与及び労働時間の変動に関する事項」は、調査票の審査に用いるものであり、集計は行わない。

② 特別調査

イ 事業所名及び電話番号

ロ 主要な生産品の名称又は事業の内容

ハ 調査期間

ニ 企業規模

ホ 常用労働者の数

ヘ 常用労働者ごとの次に掲げる事項

a 氏名又は符号

b 性

c 通勤又は住込みの別及び家族労働者であるかどうかの別

d 年齢及び勤続年数

e 出勤日数及び1日の実労働時間数

f きまって支給する現金給与額

g 特別に支払われた現金給与額

[集計しない事項の有無] 無□ 有■

「事業所名及び電話番号」、「調査期間」及び常用労働者ごとの「氏名又は符号」は、調査票の審査に用いるものであり、集計は行わない。

(2) 基準となる期日又は期間

① 全国調査及び地方調査

毎月末現在（給与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与締切日現在）について行う。

② 特別調査

毎年、7月31日現在（給与締切日の定めがある場合には、7月の最終給与締切日現在）について行う。ただし、（1）②～gに掲げる事項については、調査を実施する年の前年の8月1日から調査を実施する年の7月31日までの期間を対象とする。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

① 全国調査及び地方調査のうち、第一種事業所

配布：

厚生労働省 - 都道府県 - 報告者

取集：

[郵送] 報告者 - 都道府県 - 厚生労働省

[オンライン] 報告者 - 厚生労働省

※ 第二種事業所の調査実施のために設置した調査員が、第一種事業所の報告者に対し、督促を行う

ことがある。

※ 令和4年1月分調査までは、厚生労働省から報告者に調査票を配布し、報告者が厚生労働省に直接郵送により報告を行う場合がある。

② 全国調査及び地方調査のうち、第二種事業所

配布：

厚生労働省 — 都道府県 — 調査員 — 報告者

取集：

[調査員] 報告者 — 調査員 — 都道府県 — 厚生労働省

[オンライン] 報告者 — 厚生労働省

③ 特別調査

配布：

厚生労働省 — 都道府県 — 調査員 — 報告者

取集：

報告者 — 調査員 — 都道府県 — 厚生労働省

(2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査 (政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール)

調査員調査 その他 ()

[調査方法の概要]

① 全国調査及び地方調査

イ 全国調査及び地方調査のうち、第一種事業所

都道府県から、報告者に対して郵送により調査票を配布する。

報告者は、郵送により都道府県に調査票を提出するか、又は、政府統計共同利用システムを利用して厚生労働省に回答する。

※ 報告者がオンラインにより回答している場合は、調査票の配布を省略する場合がある。

ロ 全国調査及び地方調査のうち、第二種事業所

次のいずれかの方法により調査を行う。

- ・調査員が配布する調査票に報告者が記入して調査員に提出する。
- ・調査員が報告者から聞き取り記入する方法により調査票を作成する。
- ・報告者が政府統計共同利用システムを利用して厚生労働省に回答する。

※ 調査員が報告者から聞き取り記入する場合又は報告者がオンラインにより回答している場合は、調査票の配布を省略する場合がある。

ただし、報告者の要望若しくは事情等がある場合又は災害等に起因し、調査員調査のみでは困難な場合には、次のいずれか又は両方の方法をとることができる。

- ・都道府県から報告者に郵送による調査票の配布
- ・報告者から都道府県に郵送による調査票の回収

② 特別調査

次のいずれかの方法により調査を行う。

- ・調査員が配布する調査票に報告者が記入して調査員に提出する。
- ・調査員が報告者から聞き取り記入する方法により調査票を作成する。

※ 調査員が報告者から聞き取り記入する場合は、調査票の配布を省略する場合がある。

ただし、報告者の要望若しくは事情等がある場合又は災害等に起因し、調査員調査のみでは困難な場合には、次のいずれか又は両方の方法をとることができる。

- ・都道府県から報告者に郵送による調査票の配布
- ・報告者から都道府県に郵送、又はオンラインによる調査票の回収

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

- 1回限り 每月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他 ()
(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年 : 年)

- ・全国調査及び地方調査

毎月

- ・特別調査

1年

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

- ・全国調査及び地方調査

提出期限は、調査月の翌月の 10 日

- ・特別調査

実施期間は、8月1日～9月10日

8 集計事項

① 全国調査

次の事項について全国集計を行う。

イ 每月集計する事項

第1表 産業、規模、性・就業形態別月末常用労働者数、増加・減少常用労働者数、一人平均月間出勤日数、労働時間内訳別一人平均月間実労働時間数及び給与内訳別一人平均月間現金給与額

ロ 毎年夏季（6月、7月及び8月を合算）及び年末（11月、12月及び1月を合算）の賞与について、次の集計を行う。

第2表 産業、規模別一人平均賞与支給額、賞与支給事業所数割合、賞与支給労働者数割合及び一人平均賞与支給月数

ハ 毎年9月分について、次の集計を行う。

第3表 産業、規模及び一人平均きまって支給する給与階級別事業所数

② 地方調査

次の事項について都道府県が集計を行う。

イ 每月集計する事項

第1表 産業、規模、性・就業形態別月末常用労働者数、増加・減少常用労働者数、一人平均月間出勤日数、労働時間内訳別一人平均月間実労働時間数及び給与内訳別一人平均月間現金給与額

ロ 毎年夏季（6月、7月及び8月を合算）及び年末（11月、12月及び1月を合算）の賞与について、次の集計を行うことができる。

第2表 産業、規模別一人平均賞与支給額、賞与支給事業所数割合、賞与支給労働者数割合及び一人平均賞与支給月数

③ 特別調査

次の事項について集計を行う。

イ 全国集計する事項

第1表 産業、企業規模、性、通勤・住込み、家族・家族以外の別平均年齢、平均勤続年数、一人平均1日の実労働時間数、一人平均月間出勤日数、一人平均月間きまって支給する現金給与額、一人平均年間特別に支払われた現金給与額及び常用労働者数

第2表 産業、性、年齢階級、勤続年数階級、通勤・住込み、家族・家族以外の別一人平均月間きまって支給する現金給与額及び常用労働者数（企業規模1～4人）

第3表 産業、企業規模、性、年齢階級、通勤・住込み、家族・家族以外、月間きまって支給する現金給与額階級別常用労働者数

第4表 産業、企業規模、性、年齢階級、通勤・住込み、家族・家族以外、1日の実労働時間数

階級別一人平均月間きまって支給する現金給与額及び常用労働者数

都道府県別に集計する事項

第5表 産業、性別一人平均1日の実労働時間数、一人平均月間出勤日数、一人平均月間きまって支給する現金給与額、一人平均年間特別に支払われた現金給与額及び常用労働者数

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法 (e-Stat インターネット (e-Stat以外) 印刷物 閲覧)

(2) 公表の期日

① 全国調査

イ 毎月集計する事項 (8①イに掲げる事項)

毎月、速報集計時点までに提出された調査票に基づき、調査月の翌々月10日までに主要なものを速報として公表する。

また、その後、確報の集計時点までに提出された調査票を加えて再集計を行い、翌月分の速報の公表前又は公表と同時に確報を公表する。

ロ 賞与に関する事項 (8①ロに掲げる事項)

夏季賞与については9月分確報公表までに、年末賞与については翌年2月分確報公表までに、それぞれ公表する。

ハ 給与階級に関する事項 (8①ハに掲げる事項)

毎年、10月分確報公表までに公表する。

② 地方調査

都道府県において、毎月、調査月の翌々月中に集計結果を公表する。

ただし、速報と確報の2回に分けて公表する場合は、調査月の翌々月中に主要なものを速報として公表し、その後、翌月分の速報の公表前又は公表と同時に確報を公表する。

③ 特別調査

調査を実施した翌年1月末までに公表する。

10 使用する統計基準等

使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他 ()

使用しない

調査対象の範囲の画定及び集計結果の産業別の表示において、日本標準産業分類を使用する。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

厚生労働省政策統括官付参事官（企画調整担当）及び統計管理官（雇用・賃金福祉統計室長併任）並びに都道府県知事は、それぞれ、作成又は受領した調査票等を次の表の区分により保存する。

調査名	書類名	保存期間	保存責任者
全国調査及び特別調査	記入済み調査票	調査を実施した年の翌年1月1日から1年	厚生労働省統計管理官（雇用・賃金福祉統計室長併任）
	調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	永年	厚生労働省政策統括官付参事官（企画調整担当）
地方調査	記入済み調査票	調査を実施した年の翌年1月1日から1年	都道府県知事
	調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	永年	厚生労働省政策統括官付参事官（企画調整担当）

12 立入検査等の対象とができる事項

「5 (1) 報告を求める事項」に掲げる事項（集計しない事項を除く。）

標本抽出方法

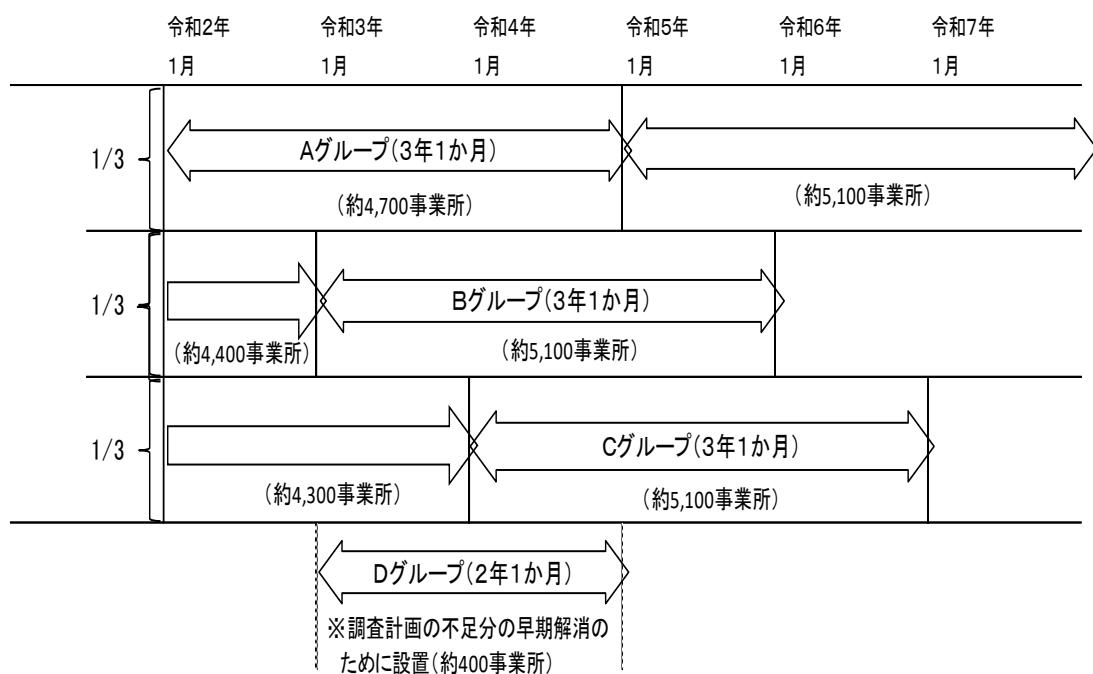
1 第一種事業所

事業所母集団データベースの年次フレームにおける調査産業に属する常用労働者数 30 人以上の事業所からなる名簿に厚生労働省及び都道府県が把握した事業所情報を反映したものを母集団情報として、事業所を都道府県・産業・規模別に無作為に抽出。

標本設計は、常用労働者一人平均月間きまつて支給する給与の標準誤差率が、全国調査にあっては、産業大分類、事業所規模別に 2 %以内、産業中分類、事業所規模別に 3 %以内、地方調査にあっては、産業、事業所規模別に 10 %以内となるようを行う。

毎年 1 月分調査で、全体の 3 分の 1 ずつ、新たに無作為抽出した事業所に入れ替える。ただし、入替え月は入替え前の事業所も併せて調査する。

(イメージ図)



※ () 内の事業所数は全国調査の報告者数である。

2 第二種事業所

第一段の調査区の抽出は、経済センサスの「調査区」（約 22 万区）を基に、全国を約 7 万に分けて設定した毎勤調査区（第二種事業所）を母集団フレームとして、抽出に当たってはこれを 5 つの層に分け、都道府県・層別に抽出率を設定して、調査区を無作為に抽出。

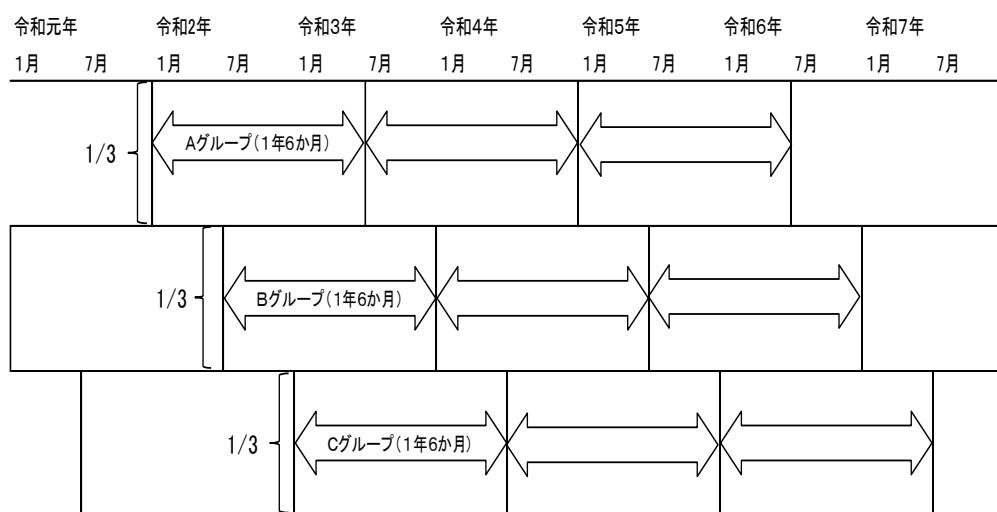
※ 調査区数は平成 26 年経済センサスに基づく実績

第二段の事業所の抽出は、第一段で抽出した調査区について、厚生労働省及び都道府県が 5～29 人規模事業所の名簿を作成し、次に、この名簿から事業所を産業別に無作為に抽出。

標本設計は、常用労働者一人平均月間きまって支給する給与の標準誤差率が、全国調査にあっては、産業大分類別に 2 %以内、産業中分類別に 3 %以内、地方調査にあっては、産業別に 10 %以内となるようを行う。

毎年 1 月分調査と 7 月分調査で、全体の 3 分の 1 ずつ、調査区を含めて入れ替える。

(イメージ図)



3 特別調査事業所

経済センサスの「調査区」（約 22 万区）を基に、全国を約 9 万に分けて設定した毎勤特別基本調査区を母集団フレームとして、これを都道府県別に分類するとともに、層化抽出によるこことし、都道府県・層別に抽出率を設定して、調査区を無作為に抽出。

※ 調査区数は平成 26 年経済センサスに基づく実績

抽出した調査区に所在する事業所のうち、調査産業に属し、常用労働者数が 1～4 人である事業所全部を調査。

標本設計は、全国でみた調査産業計の常用労働者一人平均きまって支給する現金給与額の標準誤差率が、1 %以内となるようを行う。

(参考情報)

集計・推計方法について

○全国調査・地方調査

産業別・事業所規模別に母集団労働者数を用いた比推定に基づき推計。
詳細は厚生労働省ホームページ（下記 URL）を参照。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1c.html#01>

○特別調査

調査対象事業所が属する調査区の抽出率逆数を用いて復元して推計。
詳細は厚生労働省ホームページ（下記 URL）を参照。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1c.html#02>